

○財務省告示第五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年二月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五十九回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第三条第一項及び特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十七条  
第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした





十 十  
イ 一  
発

入 価 発  
札 格 行 行  
発 競 価  
行 争 格 日

ロ

十 額 格 十 額 平 成  
九 面 金 五 面 成 二  
銭 金 額 錢 以 上 十 十  
百 円 百 円 十 九 年  
に つ き 九 十 八 円 七  
十 九 年 二 月 二 十 七 日

十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 入 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

年 ○ ・ 六 パーセント  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は  
払 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に よ  
り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に よ  
る 定 算 出 期 日 に 払 込 む も の と 規  
定 する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{69}{365}$$

十 四  
初 期 利 子

平 成 二 十 九 年 六 月 二 十 日 を 支 払  
期 と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う。 た だ し 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 次 の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十九年二月二十七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十八年十二月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					いて、その日以、各支払期にお
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年六月二十日及び十二月二十
					子の
					後第二期